

平成26年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成26年3月17日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第 1号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 2号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 3号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 4号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6号 平成26年度永平寺町一般会計予算について
- 第 9 議案第 7号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第 8号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第 9号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第10号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第13 議案第11号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第14 議案第12号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第15 議案第13号 永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第15号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

第18 議案第16号 永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

第19 議案第17号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第20 陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請について

第21 陳情第2号 新たな米政策に関する要請について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 小畑 傳 君

2番 滝波 登喜男 君

3番 金元 直 栄 君

4番 齋藤 則 男 君

5番 長岡 千恵子 君

6番 原田 武 紀 君

7番 川治 孝 行 君

8番 川崎 直 文 君

9番 多田 憲 治 君

10番 上坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松川 正 樹 君

14番 渡邊 善 春 君

16番 上田 誠 君

17番 酒井 要 君

18番 伊藤 博 夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	竹内貞美君
総務課長	心得	平林竜一君
企画財政課	長	小林良一君
会 計 課	長	伊藤悦子君
監 理 課	長	南部顕浩君
税 務 課	長	川上昇司君
住民生活課	長	野崎俊也君
環 境 課	長	山口 真君
福祉保健課	長	山田幸稔君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農 林 課	長	河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建 設 課	長	山下 誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	加藤茂森君
学校教育課	長	山田孝明君
生涯学習課	長	長谷川 伸君
町立図書館	長	堀 まさ美君

6 会議のため出席した職員

議 会 事 務 局 長	清水 満君
書 記	青木 恵都子君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月12日、町長より平成26年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集いただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと心より厚くお礼を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、河合町長が当選されました。全議員とともにお祝い申し上げます。これからの4年間、町民の皆様のご期待に応えるため、常に町民の目線、生活者の視点に立って、全力を挙げて職責を果たしていただきますよう切望申し上げます。

議会といたしましても、希望と誇りの持てる魅力ある永平寺町を築くため、議会の果たす役割や責任を十分に認識し、開かれた議会、行動する議会、提案する議会、改革の進展を目指し、さらなる努力を重ねていく所存であります。どうか皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してあります。これをもって報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成26年第1回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、多田君、10番、上坂君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日、3月17日より3月31日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） よって、本定例会の会期は、本日、3月17日より3月31日までの15日間と決定いたしました。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 本日ここに、町長就任後初の本会議となる平成26年第1回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、私の町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

私は、去る2月23日に行われました町長選挙において、多くの町民の皆様のご支持をいただき、永平寺町長として4年間町政運営に当たらせていただくことになりました。その職責の重大さを肝に銘じ、期待感、躍動感のある強い永平寺町をつくり、新しい時代の活力あるまちづくりを進めるため、情熱と責任を持って町政のかじ取りを担ってまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、政治活動の中で多くの町民の声をお聞きしました。

このたびの選挙活動を通じて、町民の皆様により永平寺町を元気にする7つの約束をしました。

1つ目は、「町民が町づくりの主役となる仕組みづくり」です。

公民館単位に町民の皆様と町の連携強化を図る新しい地域組織の構築や各世代の多様な意見を聞くための各種審議会、委員会の公募枠の設置、また民間で活躍されている町民の方々のノウハウを町政に生かす町民シンクタンクを設けるとともに、さまざまなツールを利用した情報発信と民意を反映した町政を進めてまいりたいと考えています。

2つ目は、「農業・産業が活動しやすい環境づくり」です。

関係各種団体と連携をとり、本町のブランド力、地理的条件を有効利用した農業、産業の拡大と企業誘致及び他県他市町との農産直売、産業の交流を進め、町

の魅力在国内、世界に積極的に発信していきたいと考えています。

3つ目は、「子育ての町を充実させ、子ども達の笑顔あふれる町づくり」です。

定住支援とあわせて適切な規模の宅地造成事業など都市基盤整備の推進による人口増加対策と、頑張る学生を応援するための奨学資金制度の創設や子ども目線での放課後児童クラブの充実、拡大及び保護者の多様な働き方に対応した保育環境の充実など、子育て支援策を積極的に進めてまいりたいと考えています。

4つ目は、「孤独を感じない福祉の町づくり」です。

町がしっかりと情報把握に努め、責任を持ち、社会福祉協議会と連携し、福祉拠点のかなめである地域包括支援センターの機能強化や、ひとり暮らし、高齢者世帯への地域の支え合い活動を推進し、誰もが安心して暮らせる高齢者に優しい福祉の実現に向けて努力してまいりたいと考えています。

5つ目は、「地域コミュニティ力を高め、命・暮らしを守る町づくり」です。

異常気象に対応できる危機管理体制づくりや地域を守る消防団、ボランティア団体、自主防災組織、地元業者と町民、行政との連携強化及び森林、里山保全による災害、鳥獣害対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

6つ目は、「合併特例後の歳入減に備えた積極的な財政改革」です。

公共施設や公共インフラの再編、将来へ備えた効果ある投資、町有地の有効利用計画を明確にし、中期財政計画による整備や事務事業評価の徹底と行政改革の推進による経費の削減に努めてまいりたいと考えています。

7つ目は、「チーム永平寺町役場づくり」です。

まちづくりの担い手となる町職員の意識改革とより効率よく、より効果的で横断的に連携のとれた柔軟な行政組織づくりによる、役場のための役場ではなく、町民のための役場であることを忘れずに、民間感覚、町民目線の優しい行政運営を目指します。

私は、これからの4年間、町民の皆様の大きな期待に応えるべく、若い力と行動力でお約束したことを着実に前進、実現させ、期待と希望にあふれるつよい永平寺町をつくってまいります。

議会の皆様には、二元代表制のもと、より一層行政を監視していただくため、議会基本条例に基づき、しっかりと事業の説明、報告をさせていただきます。また、議事機関である議会からの提案、ご意見を参考に町政発展のため議会と力を合わせて頑張っていく所存です。

それでは、今回提案している議案等の概要についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費におきまして、ふるさと納税による寄附金をまちづくり基金への積み立て及び法人町民税等の還付金を計上しております。

民生費におきましては、保険基盤安定負担金の増に伴う一般会計からの国民健康保険事業特別会計への繰出金の増、母子・父子家庭等医療費助成の増額及び自立支援事業等の精算に伴う国庫負担金返還金を計上しております。

衛生費において、妊婦検診等委託料、予防接種事業費を減額いたしました。

農林水産業費では、捕獲数の増に伴う有害鳥獣対策事業費の増額及び県営事業費の増に伴う農村災害対策整備事業負担金、土地改良事業への町負担となる体質強化整備促進事業補助金等を計上し、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額しております。

土木費におきましては、除雪に要した経費や橋梁長寿命化計画に基づく安全対策への早急な対応が必要であることから橋梁修繕に係る設計委託料及び工事費を増額したほか、事業費の調整に伴い松岡公園整備工事費と下水道事業特別会計への繰出金を減額しております。

最後に教育費であります。学校施設を計画的に改修する必要があることから、松岡小学校校舎大規模改善事業費を減額しております。

以上、総額1,345万1,000円を増額し、これらの財源となる歳入では、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金等を充てております。

次に、特別会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算では、後期高齢者支援金と介護納付金等の額の確定に伴い総額740万6,000円を増額しております。

後期高齢者医療特別会計補正予算では、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額し、総額1,076万8,000千円の補正となっております。

下水道事業特別会計補正予算では受益者分担金前納報奨金を計上し、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては受益者分担金前納報奨金の計上と消費税納入金を増額しており、それぞれ67万1,000円、33万2,000円の補正となっております。

以上、それぞれの特別会計の補正予算について概要を申し上げましたが、歳出に見合う歳入についても所要の補正を講じております。

それでは、平成26年度一般会計予算について申し上げます。

2月に町長選挙が行われることになっておりましたので、人件費や社会保障費

などを中心とした経常的並びに継続事業について予算化することとし、政策的な経費については補正予算で対処することとしております。

なお、福祉、教育など住民生活に密接にかかわるもの、また防災など早期に実現を図る必要がある大型継続事業については予算化し、円滑な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応したところであります。

それでは、歳出予算の主なものについて申し上げます。

まず、総務費におきましては、吉野地区における防災行政無線の整備や防災拠点である本庁舎の耐震補強工事を行い、防災体制の強化を図ります。

また、若者の定住促進支援やPRテレビCM事業を行い、観光や住みやすいまちとしてイメージアップを図り定住促進を推進します。コミュニティバスについては、アンケート調査や運行事業者の協力を得て、利用者の実態調査等を行うこととしております。

また、住民サービスの向上を図るため、広域自動交付を実施している住民票、印鑑登録証明書、所得証明書に加えて戸籍抄、謄本をコンビニエンスストアで発行できるシステムを構築することとしています。

選挙費では、夏の町議会議員選挙費を計上しております。

次に、民生費について申し上げます。

国は本年4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給するとしており、申請、支給手続に必要なシステムの改修を行います。

また、育児短時間勤務応援事業と児童虐待防止対策緊急強化事業の実施や指導員の増員により保護者に安心して預けていただけるよう放課後児童クラブを拡充し、子育て支援の充実を図ります。

衛生費におきましては、各種がん検診、インフルエンザ等の予防接種、肺炎球菌のワクチン接種などの助成、妊婦、乳児健診などを行い、環境対策については、住宅用太陽光発電等設備導入に対する支援を実施してまいります。

農林水産業費について申し上げます。

農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動を支援する農地・水保全管理支払交付金や農地の集積に対する協力金の拡充を図り、農業、産業の振興に努めます。

次に、商工費について申し上げます。

中小企業融資資金や利子補給、勤労者生活安定融資資金などの貸付事業を実施

し、チャレンジ企業の支援に取り組んでまいります。

土木費について申し上げます。

道路の整備についてですが、町では安心して安全な歩行空間づくりのため、歩道橋の整備などに取り組んでいます。特に小中学校及び専門学校の通学路等で交通量の多い新領家橋について、歩道橋を新設するための調査、設計に取り組むこととしております。

道の駅整備につきましては、地域の活性化と観光交流の拠点づくりに必要な地域振興施設の詳細設計に取り組むこととしております。

消防費について申し上げます。

救急体制の強化を図るため救急救命士を養成することとしており、新しい形の安心、安全のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、教育費について申し上げます。

特別教育支援につきましては支援員を増員し、支援を必要とする子どもたちにきめ細かく対応することとし、学校給食無償化分については、学校給食に係る賄い材料費を一般会計で経理することとしております。また、児童生徒個々の学力向上につながるように、きめ細やかな支援を行うこととしております。

本年8月には、新町となって4回目となる夏季巡回ラジオ体操を予定しており、町民の健康保持、増進とともに、NHKのラジオ生放送を通じて全国に永平寺町の知名度を高めるよい機会であると考えております。さらに15日には選抜芸能祭を開催することとしており、県内各地のさまざまなジャンルから多くの団体が本町を訪れることから、各団体が交流を深めるとともに、本町のPRにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、新年度予算における主要事業について申し上げましたが、経常的並びに大型継続事業及び福祉、教育など住民生活に密接にかかわるものについては予算化し、円滑な事業の実施に努めることを基本としたところであります。

その結果、平成26年度一般会計の当初予算の規模は78億4,790万円となった次第であります。

これに見合う歳入予算につきましては、確実に収入が見込まれる町税19億2,700万円余り、地方交付税36億6,000万円、国庫支出金4億6,500万円余り、県支出金4億円余りを計上するとともに、財政調整基金等を一部取り崩して措置することとしております。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

近年の医療制度に係る社会保障費の自然増に伴い一般被保険者に係る療養給付費や高額療養費の増が見込まれますが、安心して医療機関へ受診できるように、また、国保会計の健全化を図るため、医療費の抑制に取り組みながら必要な財源を確保して、事業会計の運営に努めてまいりたいと考えております。

このほか、後期高齢者医療特別会計を初めとする6つの特別会計予算につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

その結果、平成26年度特別会計の予算総額は、6つの会計で47億929万4,000円となり、上水道事業の企業会計は、収益的収入が3億8,197万9,000円、収益的支出が3億6,417万3,000円、資本的収入が1億1,070円、資本的支出が2億9,107万3,000円となった次第であります。

そのほか、本定例会に提案しておりますのは条例の制定が5件であります。また、選挙管理委員、同補充員につきましても3月27日で任期満了となりますので、議会において選挙をお願いするものであります。

以上、町政に対する所信と本定例会に提出する議案等について申し上げましたが、上程の都度詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願いいたします。

町民の皆様が安心して生涯にわたり生きがいを持って生活していくためにも、固定概念にとらわれず、多くの情報を得た上で判断、行動し、しっかりと将来を見据えたまちづくりを進めることが、新しい時代の活力ある永平寺町をつくることにつながると考えています。各世代のアイデア、思い、知識、経験をつなげ、町民の皆様とともに、先人の築いてきたものを引き継ぎ永平寺町を発展させ、未来へつなげるために若い力と行動力で強い永平寺町をつくってまいる所存であります。

議員の皆様には、健康に十分ご留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げて、開会のご挨拶といたします。

～日程第3 議案第1号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第4 議案第2号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第3号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第4号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第5号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程をいただきました議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,368万円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越しして使用することができる経費につきましては、7ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款2総務費の永平寺口駅周辺等整備事業から款10教育費の永平寺中学校校舎等改修事業まで10事業、4億6,632万4,

000円を平成26年度へ繰り越しするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、地方債の変更は8ページの第3表、地方債補正のとおりで、臨時財政対策債につきましては4億6,000万円から3億9,100万円とし、合併特例債につきましては3億9,300万円から3億6,000万円に減額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財産管理費、基金積立金109万2,000円につきましては、ふるさと納税による寄附金をまちづくり基金へ積み立てるため、積立金を計上させていただきました。

次に、目7諸費、財源組み替えにつきましては、国庫補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金3,496万5,000円が見込まれることから、充当する合併特例債の借入額の減額分を計上させていただきました。

中段の目2賦課徴収費、町税還付金150万円につきましては、確定申告に基づく還付金が多く生じたことから、還付金の増額補正をお願いするものでございます。

後段の款3民生費、国民健康保険特別会計繰出金131万5,000円につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援負担金の額が確定いたしましたので、一般会計からの繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

上段の款3民生費、目3心身障害者福祉費、自立支援事業返還金189万7,000円につきましては、平成24年度事業費精算に伴う国庫負担金の返還金の増額補正をお願いするものでございます。

目4老人福祉費、在宅介護ほっとひといき支援事業補助金74万円につきましては、当初見込みよりデイサービスセンターの利用者が増加したため、補助金の増額補正をお願いするものでございます。

中段の目2母子・父子家庭等医療費助成金170万4,000円につきましては、母子・父子家庭に係る医療費が増加いたしましたので、助成金の増額補正をお願いするものでございます。

下段の款4衛生費、目1保健衛生総務費、未熟児養育医療費扶助200万円の減額につきましては、当初見込みより申請件数が減少したため、扶助費の減額分

を計上させていただきました。

17ページをお願いいたします。

上段の目2予防費、予防接種事業委託料1,070万2,000円の減額につきましては、子宮頸がん接種勧奨差し控え及び定期予防接種等の法改正に伴う接種件数の減により委託料の減額分を計上させていただきました。

下段の款6農林水産業費、目2農業総務費、有害鳥獣駆除報償費205万1,000円につきましては、有害鳥獣捕獲数の増に伴う報償費の増額補正をお願いするものでございます。

目3農業振興費、園芸産地総合支援事業補助金313万円につきましては、永平寺町野菜出荷組合の大型パイプハウス3棟の県事業採択に伴う補助金の増額補正をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

上段の目4農地費、体質強化整備促進事業補助金1,332万円につきましては、松岡吉野土地改良区におきまして、国の経済対策により農道舗装が平成25年度で完了し事業費が確定をいたしましたので、補助金の補正をお願いするものでございます。

後段の農業集落排水事業特別会計繰出金262万6,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計への歳入歳出総額の調整に伴う繰出金の減額分を計上させていただきました。

次に、下段の款8土木費、目2道路橋梁維持費、除雪委託料1,442万9,000円につきましては、除雪作業による除雪委託料の実績及び見込みに伴う除雪委託料の増額補正をお願いするものでございます。

後段の目3道路新設改良費、橋梁修繕設計委託料360万円につきましては、橋梁長寿命化事業の早期完了のため国の追加補正事業の採択をいただきましたので、設計委託料の増額補正をお願いするものでございます。

同じく橋梁修繕工事840万円につきましては、同じく国の追加補正事業の採択をいただきましたので、工事の早期完了のため工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

中段の款8土木費、目3下水道費、下水道事業特別会計繰出金400万8,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計の歳入歳出総額の調整に伴う繰出金の減額分を計上させていただきました。

後段の款10教育費、目1学校管理費、校舎大規模改造工事1、109万7、000円の減額につきましては、学校のエアコン設置のための調査設計業務結果及び今後作成予定の施設大規模改修計画等に基づいて学校施設を計画的に改修したいので、工事監理委託料及び工事請負費の減額分を計上させていただきました。

20ページをお願いいたします。

上段の目2教育振興費、学校文化事業補助金8万4、000円につきましては、第47回福井県吹奏楽アンサンブルコンテスト、昨年の12月23日に開催されております。上志比中学校吹奏楽部が金賞4位に入賞し、北陸吹奏楽連盟主催の北陸アンサンブルコンテスト及び中部日本吹奏楽連盟主催の管楽器個人・重奏コンテストに福井県代表として出場することになりましたので、補助金の増額補正をお願いするものでございます。

後段の目1保健体育総務費、スポーツ少年団全国大会等出場補助金43万5、000円につきましては、平成26年1月18日、19日に第45回全国ミニバスケットボール大会福井県予選会が開催され、女子の部で御陵Vスパークが2年連続優勝し、3月28日から30日に開催される全国大会に出場することから、補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、これの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

款1町税、目1個人所得割3、700万円につきましては、退職手当及び申告等に伴う過年度所得が増加いたしましたので、所得割の増額分を計上させていただきました。

中段の款9地方交付税、普通交付税2億5、016万1、000円につきましては、平成25年度の普通交付税の算定により交付額が確定いたしましたので、増額分を計上させていただきました。

後段の款11分担金及び負担金、目2民生費負担金、広域入所負担金619万円につきましては、町外からの園児受け入れに伴う負担金の増額分を計上させていただきました。

款13国庫支出金、目2衛生費国庫負担金、未熟児養育医療事業負担金100万円の減額につきましては、当初見込みより申請件数が減少したため、国庫負担金の減額分を計上させていただきました。

12ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金778万9、

000円につきましては、地域の元気臨時交付金の額が確定いたしましたので、増額分を計上させていただきました。

次に、目4土木費国庫補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金3,496万5,000円につきましては、永平寺開発センターの耐震補強工事に伴い耐震化の補助金が見込まれるため、国庫補助金の増額分を計上させていただきました。

中段の款14県支出金、目1民生費県負担金、国民健康保険基盤安定制度負担金97万8,000円につきましては、国民健康保険基盤安定負担金に係る保険者支援分及び保険税軽減分が増額となったことから、県負担金の増額分を計上させていただきました。

目2衛生費県負担金、未熟児養育医療事業負担金50万円の減額につきましては、当初見込みより申請件数が減少したため、県負担金の減額分を計上させていただきました。

下段の款14県支出金、目2民生費県補助金、在宅介護ほっとひといき支援事業補助金37万円につきましては、当初見込みよりデイサービスセンターの利用者が増したため、県補助金の増額分を計上させていただきました。

母子家庭等医療費補助金62万8,000円及び父子家庭医療費補助金22万4,000円につきましては、母子家庭及び父子家庭に係る医療費がそれぞれ増加いたしましたので、増額分を計上させていただきました。

後段の目4農林水産業費県補助金、園芸産地総合支援事業補助金46万円につきましては、大型パイプハウス3棟の県採択が確定いたしましたので、県補助金を計上させていただきました。

同じく有害鳥獣駆除対策事業補助金80万5,000円につきましては、有害鳥獣の捕獲数の増に伴う県補助金の増額分を計上させていただきました。

13ページをお願いいたします。

上段の款16寄附金、ふるさと納税109万2,000円につきましては、23件のふるさと納税された寄附金を計上させていただきました。

次に、款17繰入金、財政調整基金繰入金2億9,800万円の減額につきましては、自主財源の確保及び次年度以降の基金運用の適正化を図るため、当初取り崩す計画となっておりました基金につきまして全額戻し入れするため計上するものでございます。

中段の款18繰越金、純繰越金8,003万5,000円につきましては、前

年度からの純繰越金を計上させていただきました。

下段の款 20 町債、臨時財政対策債 6, 900 万円の減額につきましては、臨時財政対策債発行に係る算定により額が確定いたしましたので、減額分を計上させていただきました。

次に、合併特例債 3, 300 万円の減額につきましては、永平寺開発センター耐震補強工事に伴い、国庫補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 3, 496 万 5, 000 円が見込まれることから、充当する合併特例債の借入額の減額分を計上させていただきました。

以上、議案第 1 号、平成 25 年度永平寺町一般会計補正予算（第 6 号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 2 号、平成 25 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 23 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 740 万 6, 000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 9, 038 万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、24 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

27 ページをお願いいたします。

中段の款 3 後期高齢者支援金等負担金、後期高齢者支援金 394 万 6, 000 円につきましては、後期高齢者支援金の額の確定に伴い増額補正をお願いするものでございます。

下段の款 10 介護納付金負担金、介護納付金 315 万 5, 000 円につきましては、介護納付金の額の確定に伴い増額補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

26 ページをお願いいたします。

上段の款 3 国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 30 万 3, 000 円につきましては、70 歳以上の一般被保険者の制度改正に伴う被保険者証の再交付等に要する経費の国庫補助金を計上させていただきました。

中段の款9繰入金、目1一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございますが、123万5,000円につきましては、国民健康保険安定負担金の額が確定をいたしましたので、一般会計からの繰入金の増額分を計上させていただきます。

後段の款10繰越金、前年度繰越金578万8,000円につきましては、後期高齢者支援金、介護納付金等の額の確定に伴い、不足分を計上させていただきました。

以上、議案第2号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,847万円をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、31ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をいたします。

34ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金負担金1,076万8,000円につきましては、後期高齢者医療保険料収入の増額に伴う広域連合納付金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

33ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料549万7,000円につきましては、被保険者の増加に伴う後期高齢者医療保険料収入の増額分を計上させていただきました。

同じく現年度分普通徴収保険料463万円につきましては、被保険者の増加に伴う後期高齢者医療保険料収入の増額分を計上させていただきました。

以上、議案第3号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号) についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,539万円をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、38ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費、受益者負担金前納報奨金66万9,000円につきましては、受益者負担金前納報奨金の額が確定をいたしましたので増額補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をいたします。

40ページをお願いいたします。

中段の款4繰入金、一般会計繰入金400万8,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計歳入歳出総額の調整に伴い、一般会計繰入金の減額分を計上させていただきました。

後段の款5繰越金、前年度繰越金467万7,000円につきましては、前年度からの繰越金を計上させていただきました。

以上、議案第4号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算に（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,656万8,000円をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、45ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をいたします。

48ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費、受益者分担金前納報奨金3万7,000円につきましては、受益者分担金前納報奨金の額が確定をいたしましたので、報奨金の増額補正をお願いするものでございます。

後段の消費税納入金29万5,000円につきましては、消費税納入金の額が確定いたしましたので、納入金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入につきましてご説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

款3繰入金、一般会計繰入金262万6,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計歳入歳出総額の調整に伴い、一般会計繰入金の減額分を計上させていただきました。

後段の款4繰越金、前年度繰越金295万8,000円につきましては、前年度からの繰越金を計上させていただきました。

以上、議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第3、議案第1号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第5号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

11時まで休憩をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(午前10時49分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほどの提案理由の中で、選抜芸能祭、「10月15日」と申し上げましたが、「10月5日」です。訂正いたします。

○議長（伊藤博夫君） 何ページ？

○町長（河合永充君） 何ページって、まだ皆さんにお配りしてない。

○議長（伊藤博夫君） ああ。

○町長（河合永充君） 済みません。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤博夫君） どうも失礼しました。

～日程第 8 議案第 6号 平成26年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第 9 議案第 7号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第10 議案第 8号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第11 議案第 9号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第12 議案第10号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第13 議案第11号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第14 議案第12号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事

業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小林良一君) ただいま上程をいただきました議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、当初予算編成の基本方針でございますが、人件費や社会保障費などを中心とした義務的経費や耐震、防災対策などの緊急性の高い継続事業を中心に骨格予算に組み入れました予算編成といたしております。

なお、政策的な経費や新規事業など、骨格予算で計上されなかった経費につきましては補正にて対応することとしております。

それでは、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてご説明をいたします。

平成26年度永平寺町一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億4,790万円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして5億7,800万円の減額、率にして6.9%の減でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債につきましては、7ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借入額の最高額は5億円と定めております。

それでは、8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、8ページの歳入につきましてご説明をいたします。あわせて、10ページから26ページの歳入をご参照していただきたいと思っております。

款1町税19億2,753万1,000円につきましては、個人町民税及び法人税、固定資産税、市町村たばこ税などで、前年度と比較いたしまして1,630万1,000円の減額、率にして0.8%の減でございます。要因といたしましては、個人町民税は、実績見込み及び扶養控除の改正により8億3,282万円を見込み、前年度と比較いたしまして132万円の減額、率にして0.2%の減でございます。法人税は、実績見込みにより6,616万1,000円を見込み、前年度と比較して2,350万円の減額、率にして26.2%の減でございます。そのほか、固定資産税につきましては8億7,350万円で、前年度と比較して1,010万円の増額、市町村たばこ税につきましては1億1,160万円で、前年度と比較いたしまして360万円の減額が主な要因でございます。

次に、款6地方消費税交付金2億800万円につきましては、地方消費税交付金で、前年度と比較いたしまして2,300万円の増額、率にして12.4%の増でございます。要因といたしましては、消費税率引き上げに伴う交付金の増額が主な要因でございます。

次に、款9地方交付税36億6,000万円につきましては、普通交付税及び特別交付税で、前年度と比較いたしまして2,000万円の増額、率にして0.5%の増で、歳入総額の46.6%を占めております。要因といたしまして、普通交付税につきましては、国の地方財政対策に基づき前年度と同額の32億円を見込み、特別交付税につきましては、各証明書等のコンビニ交付システム構築が特別交付税の対象となることから特別交付税の増額を見込んだことが主な要因でございます。

次に、款13国庫支出金4億6,547万2,000円につきましては、介護給付費負担金、児童手当負担金などで、前年度と比較いたしまして7,904万9,000円の減額、率にして14.5%の減でございます。要因といたしまして、道路整備事業費の減額及び永平寺口駅周辺等整備事業費のに伴う社会資本整備総合交付金の減額が主な要因でございます。

次に、款14県支出金4億83万3,000円につきましては、介護給付費負担金、保険基盤安定制度負担金、児童手当県負担金などで、前年度と比較いたしまして5,294万2,000円の減額、率にして11.7%の減でございます。要因といたしましては、参議院議員通常選挙及び農山漁村活性化プロジェクト支援事業のに伴う県支出金の減額などが主な要因でございます。

次に、款17繰入金2,247万3,000円につきましては、財政調整基金

繰入金、まちづくり基金繰入金などで、前年度と比較いたしまして3億1,711万3,000円の減額、率にして93.4%の減でございます。要因といたしましては、財源調整に伴う財政調整基金繰入金2億8,800万円の減額が主な要因でございます。

次に、款20町債5億6,300万円につきましては、臨時財政対策債、合併特例債で、前年度と比較いたしまして1億5,600万円の減額、率にして21.7%の減でございます。要因といたしましては、国の地方財政計画に伴う臨時財政対策債の減額及び対象事業費の減に伴う合併特例債の減額が主な要因でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、9ページの歳出につきましてご説明をいたします。

説明につきましては、各項目について、増減の主な要因及び新規事業及び拡充事業などについてご説明をいたします。

款1議会費1億783万7,000円につきましては、前年度と比較して968万3,000円の増額、率にして9.9%の増でございます。増額の要因といたしましては、人件費の増額が主な要因でございます。

次に、款2総務費13億1,320万4,000円につきましては、前年度と比較いたしまして6,731万9,000円の減額、率にして4.9%の減でございます。減額の要因といたしましては、人件費の減、永平寺口駅周辺整備事業費の が主な要因でございます。

次に、主な事業でございますが、防災力の強化といたしまして、継続事業、本庁舎耐震補強工事につきましては、災害活動の防災拠点に指定されている本庁舎の耐震補強工事を行うことで防災に強いまちづくりを推進するもので、1億8,092万円を計上しております。

同じく継続事業、防災行政無線整備工事につきましては、吉野地区10カ所に防災行政無線の再送信子局及び屋外拡声子局と戸別受信機58台を整備するもので、4,069万3,000円を計上いたしております。

次に、拡充事業といたしまして、防災行政無線屋外拡声子局スピーカー増設工事につきましては、防災行政無線の難聴区域解消のため屋外拡声子局のスピーカーの増設を行うもので、163万6,000円を計上いたしております。

次に、定住促進といたしまして、継続事業、永平寺町若者定住促進支援事業補助金につきましては、若者の住宅取得に必要な経費や子育てに係る経費の一部を

助成し、永平寺町への定住人口の増加を推進するもので、429万円を計上いたしております。

同じく継続事業、永平寺町PRテレビCM事業につきましては、県内の民間放送2社において永平寺町のPRコマーシャルを放映することで、子育て支援、教育、観光などの町の施策を町内外にアピールすることにより永平寺町のイメージアップと定住促進を推進するもので、454万8,000円を計上いたしております。

次に、健やかで住みやすさを実感できるまちづくり支援といたしまして、継続事業、地域コミュニティバス運営委託につきましては、交通空白地帯の解消を主な目的とし、公共施設、福祉施設、医療機関、商店街など及び小中学校の登下校などに利用するため、コミュニティバスにより交通体系の整備と利用促進を図るもので、4,224万1,000円を計上いたしております。

次に、款3民生費24億2,551万2,000円につきましては、前年度と比較いたしまして199万4,000円の減額、率にして0.1%の減でございます。減額の要因といたしましては、やすらぎの郷の施設維持管理費の減額、児童手当支給扶助費の減額が主な要因でございます。

主な事業でございますが、子育て支援の充実といたしまして、新規事業でございますが、子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、平成25年度の国の補正予算（第1号）に伴う政策で、4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の経済的な影響を緩和させるため臨時的な給付金を支給するためのシステム改修費等で342万7,000円を計上いたしております。

同じく新規事業でございますが、育児短時間勤務応援事業につきましては、仕事を持つ1、2歳児の保護者が勤務時間を短縮することで給料の減額分を保育料の一部として助成を行うことで保護者の負担を軽減するもので、47万3,000円を計上いたしております。

同じく拡充事業でございますが、預けて安心、子育て充実事業、放課後児童クラブにつきましては、日中、保護者等の不在の小学1年生から4年生の児童に対して、放課後に各児童クラブでお預かりすることにより子どもたちが安全にクラブ活動ができるとともに、保護者が安心して児童を預けていただき、子どもの健全育成を図るもので、1,774万7,000円を計上いたしております。

次に、福祉の充実、高齢者対策として、新規事業でございますが、臨時福祉給付金支給事業につきましては、平成25年度の国の補正予算（第1号）に伴う政

策で、4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者に対する配慮のため臨時福祉給付金を支給するためのシステム改修費等で、326万1,000円を計上いたしております。

同じく拡充事業、在宅介護ほっとひといき支援事業につきましては、在宅介護をしている家庭の人にほっと一息していただくために、介護者の施設宿泊料の一部を補助することにより在宅介護家庭の疲労及び精神的な負担の軽減を図るもので、100万円を計上いたしております。

次に、款4衛生費4億8,254万4,000円につきましては、前年度と比較いたしまして3,859万3,000円の減額、率にして7.4%の減でございます。減額の要因といたしましては、福井坂井地区広域圏の清掃、衛生負担金の減額が主な要因でございます。

次に、款5労働費4,217万3,000円につきましては、前年度と同額予算でございます。

主な事業といたしましては、シルバー人材センターへの助成及び勤労者生活安定融資資金などの貸し付けなどがございます。

次に、款6農林水産業費3億9,541万8,000円につきましては、前年度と比較いたしまして1億960万3,000円の減額、率にして21.7%の減でございます。減額の要因といたしましては、農山漁村活性化対策整備事業の減、土地改良事業、林道整備事業の減、水田活性化事業などの減が主な要因でございます。

主な事業でございますが、農林業の振興といたしまして、拡充事業でございますが、農地・水保全管理支払交付金につきましては、地域資源の基礎的保全活動などの協働活動を支援する農地維持支払いと地域資源の質的向上を支援する資源向上支払いにより、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもので、1,051万2,000円を計上いたしております。

同じく継続事業、園芸産地総合支援事業につきましては、永平寺町の地域振興作物の作付面積の拡大を図るため、高齢者でも容易に扱えるピクニックコーンの移植機及び選別機とタマネギの収穫機の購入費に対して補助するもので、457万円を計上いたしております。

次に、款7商工費1億6,043万9,000円につきましては、前年度と比較いたしまして320万4,000円の増額、率にして2.0%の増でございます。増額の要因といたしましては、人事異動に伴う人件費の増額が主な要因でござ

ざいます。

主な事業でございますが、観光振興といたしまして、拡充事業でございますが、越前加賀宗教文化街道推進協議会負担金につきましては、北陸新幹線金沢駅開業を見据え、宗教文化、資源を共通のテーマとして広域連携を図り、地域資源の魅力の向上と情報発信により首都圏からの交流人口の増加を図るもので、80万円を計上いたしております。

次に、款8土木費7億7,816万8,000円につきましては、前年度と比較して2億2,503万円の減額、率にして22.4%の減でございます。減額の要因といたしましては、道路整備事業費などの減額が主な要因でございます。

主な事業でございますが、継続事業、道の駅整備事業につきましては、地域の特産や観光資源を活用し地域活性化と観光交流の拠点づくりを行うため道の駅の地域振興施設を整備するもので、詳細設計委託料など876万6,000円を計上いたしております。

道路網の整備といたしまして、新規事業でございますが、領家歩道橋調査設計委託料につきましては、平成地区と領家地区を結ぶ新領家橋は小中学校及び専門学校の通学路で、交通量が多く歩行者が非常に危険なため歩道橋を新設するための調査設計委託料で、1,300万円を計上いたしております。

次に、款9消防費3億2,127万9,000円につきましては、前年度と比較いたしまして7,383万3,000円の減額、率にして18.7%の減でございます。減額の要因といたしましては、消防救急デジタル無線及び指令センター整備設計委託料の、新消防庁舎建設実施設計委託料の減、消防施設整備工事及び消防車両購入費の減などが主な要因でございます。

次に、款10教育費9億4,580万6,000円につきましては、前年度と比較いたしまして4,184万1,000円の減額、率にして4.2%の減でございます。減額の要因といたしましては、松岡中学校第2体育館設計委託料の、松岡小学校改修工事費の、永平寺中学校改修工事費の減などが主な要因でございます。

主な事業でございますが、教育力の向上施策といたしまして、拡充事業でございますが、特別支援教育支援員の配置につきましては、小中学校の在籍するさまざまな障がいを持つ児童生徒に対する学校生活での介助や学習活動の支援を行うもので、3,682万3,000円を計上いたしております。

同じく拡充事業でございますが、楽しいおいしい給食事業につきましては、学

校給食費無償化を行うことにより、少子化対策、定住促進につなげるとともに、学校給食に係る賄い材料費を一般会計で経理を行うもので、1億484万6,000円を計上いたしております。なお、学校給食費無償化相当額となる給食材料費などは8,780万9,000円を計上いたしております。

新規事業でございますが、生涯学習の推進に伴う県民文化祭事業につきましては、ふくい県民文化祭の一環として、福井県文化協議会が17市町を持ち回り順に選抜芸能祭を開催するもので、235万円を計上いたしております。なお、平成26年度は、福井県文化協議会、永平寺町文化協会の主催により、10月5日に開催することとしております。

次に、款11公債費8億7,252万円につきましては、前年度と比較いたしまして3,267万4,000円の減額、率にして3.6%の減でございます。減額の要因といたしまして、地方債元金償還金及び地方債利子償還金の減額が主な要因となっており、さらに財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算につきましてご説明をいたします。

平成26年度永平寺町特別会計予算書及び永平寺町上水道事業会計予算書をご参照いただきたいと思います。

特別会計5つの事業会計の予算総額は47億929万4,000円で、前年度と比較して1億3,077万4,000円の増額、率にして2.9%の増でございます。上水道事業会計につきましては、収益的支出と資本的支出の合計の予算総額は6億5,524万6,000円で、前年度と比較いたしまして1億114万5,000円の増額、率にして18.3%の増でございます。

初めに、議案第7号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,676万2,000円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして6,430万8,000円の増額、率にして3.6%の増でございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、6ページの歳入につきましてご説明をいたします。

款1国民健康保険税3億4,730万円につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分などで、前年度と比較いたしまして281万円の減額、率にして0.8%の減でございます。減額の要因といたしましては、医療給付費の減額が主な要因でございます。

次に、款3国庫支出金3億2,068万円につきましては、現年度分療養給付費、後期高齢者支援金、普通財政調整交付金などで、前年度と比較いたしまして679万1,000円の増額、率にして2.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分療養給付費の増額が主な要因でございます。

次に、款4県支出金8,064万1,000円につきましては、県財政調整交付金などで、前年度と比較いたしまして243万円の増額、率にして3.1%の増でございます。増額の要因といたしましては、県財政調整交付金の増額が主な要因でございます。

次に、款5共同事業交付金2億3,943万6,000円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金などで、前年度と比較いたしまして3,691万円の増額、率にして18.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、共同事業交付金の増額が主な要因でございます。

次に、款6療養給付費交付金2億74万5,000円につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金で、前年度と比較いたしまして90万8,000円の増額、率にして0.5%の増でございます。

次に、款7前期高齢者交付金5億7,066万8,000円につきましては、前期高齢者交付金で、前年度と比較いたしまして4,305万円の増額、率にして8.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、前期高齢者交付金の増額でございます。

次に、款9繰入金8,414万9,000円につきましては、保険基盤安定繰入金及び国民健康保険基金繰入金などで、前年度と比較いたしまして2,293万8,000円の減額、率にして21.4%の減でございます。減額の要因といたしましては、国民健康保険基金繰入金の減額が主な要因でございます。

続きまして、7ページの歳出につきましてご説明をいたします。

款2保険給付費13億864万8,000円につきましては、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費などで、前年度と比較いたしまして3,667万6,000円の増額、率にして2.9%の増でございます。増額の要因といたしましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費などの増額が主な要因でございます。

次に、款3後期高齢者支援金等2億1,540万9,000円につきましては、後期高齢者支援金などで、前年度と比較いたしまして1,271万8,000円の増額、率にして6.3%の増でございます。増額の要因といたしましては、後期高齢者支援金の増額が主な要因でございます。

次に、款6共同事業拠出金1億8,965万5,000円につきましては、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金などで、前年度と比較いたしまして1,179万9,000円の増額、率にして6.6%の増でございます。増額の要因といたしまして、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の増額が主な要因でございます。

次に、款7保健事業2,533万5,000円につきましては、特定健診委託料及び人間ドック委託料で、前年度と比較して3万9,000円の増額でございます。

次に、款10介護納付金9,006万9,000円につきましては、介護納付金で、前年度と比較して229万4,000円、率にして2.6%の増でございます。

以上、議案第7号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,891万4,000円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして1,121万2,000円の増額、率にして6.0%の増でございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明をいたします。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

款1後期高齢者医療保険料1億4,483万1,000円につきましては、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料などで、前年度と比較いたしまして589万1,000円の増額、率にして4.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額が主な要因でございます。

次に、款3繰入金5,204万7,000円につきましては、保険基盤安定繰入金などで、前年度と比較いたしまして532万1,000円の増額、率にして11.4%の増でございます。増額の要因といたしましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の増額が主な要因でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款1総務費596万円につきましては、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金などで、前年度と比較いたしまして289万5,000円の増額、率にして94.5%の増でございます。増額の要因といたしましては、広域圏電算共同利用負担金の増額が主な要因でございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金1億9,245万2,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度と比較いたしまして831万7,000円の増額、率にして4.5%の増でございます。

以上、議案第8号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、介護保険事業17億4,978万9,000円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして5,304万3,000円の増額、率にして3.1%の増でございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款1保険料3億5,900万4,000円につきましては、特別徴収保険料、普通徴収保険料で、前年度と比較いたしまして1,182万7,000円の増額、率にして3.4%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分特別徴収保険料の増額が主な要因でございます。

次に、款3国庫支出金3億9,714万円につきましては、現年度分国庫負担金及び現年度分調整交付金で、前年度と比較いたしまして1,673万2,000円の増額、率にして4.4%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分国庫負担金及び調整交付金の増額が主な要因でございます。

次に、款4支払基金交付金4億8,502万8,000円につきましては、現年度分介護給付費交付金で、前年度と比較いたしまして1,107万2,000円の増額、率にして2.3%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分交付金の増額が主な要因でございます。

次に、款5県支出金2億5,691万円につきましては、現年度分介護給付費負担金などで、前年度と比較いたしまして566万1,000円の増額、率にして2.3%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分負担金の増額が主な要因でございます。

次に、款7繰入金2億5,170万円につきましては、現年度分介護給付費繰入金などで、前年度と比較いたしまして775万1,000円の増額、率にして3.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、現年度分繰入金の増額が主な要因でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2保険給付費16億5,339万円につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などで、前年度と比較いたしまして3,893万1,000円の増額、率にして2.4%の増でございます。増額の要因といたしましては、居宅介護サービス給付費の増額が主な要因でございます。

次に、款6地域支援事業費4,492万4,000円につきましては、介護予

防事業委託料、包括的支援事業委託料などで、前年度と比較いたしまして696万5,000円の増額、率にして18.3%の増でございます。増額の要因といたしましては、地域包括支援センターへの委託料の増額が主な要因でございます。

以上、議案第9号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,546万8,000円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして55万1,000円の増額、率にして0.1%の増でございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款2使用料及び手数料1億9,559万8,000円につきましては、下水道使用料などで、前年度と比較いたしまして5万8,000円の増額でございます。

次に、款4繰入金4億9,688万4,000円につきましては、一般会計繰入金で、前年度と比較いたしまして7万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2下水道事業費2億2,189万1,000円につきましては、下水道処理委託料、下水道運転管理業務委託料、公共ます設置工事費などで、前年度と比較いたしまして1,036万7,000円の増額、率にして4.9%の増でございます。増額の要因といたしましては、下水道運転管理業務委託料の増額が主な要因でございます。

次に、款3公債費4億5,221万1,000円につきましては、公共下水道事業債、特定環境保全下水道事業債の元金及び利子の償還金で、前年度と比較いたしまして1,103万5,000円の減額、率にして2.4%の減でございます。減額の要因といたしましては、公共下水道事業債、特定環境保全下水道事業

債の利子の減額が主な要因でございます。

以上、議案第10号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,836万1,000円とお願いするもので、前年度と比較いたしまして166万円の増額、率にして0.8%の増でございます。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金につきましては、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

款3使用料及び手数料5,369万5,000円につきましては、農業集落排水使用料で、前年度と比較いたしまして5万3,000円の増額でございます。

次に、款3繰入金1億6,369万4,000円につきましては、一般会計繰入金で、前年度と比較いたしまして1,104万7,000円の増額、率にして7.2%の増でございます。増額の要因といたしましては、維持管理費などの増額により一般会計からの繰入金が増額となっております。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

款2農業集落排水事業費6,336万2,000円につきましては、松岡地区及び上志比地区の農業集落排水維持管理費で、前年度と比較いたしまして1,160万4,000円の減額、率にして15.5%の減でございます。減額の要因といたしましては、公共ます設置工事費の減額が主な要因でございます。

次に、款3公債費1億2,806万4,000円につきましては、松岡地区及び上志比地区農業集落排水事業債の元金及び利子の償還金で、前年度と同額予算でございます。

以上、議案第11号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入は3億8,197万9,000円、収益的支出は3億6,417万3,000円にそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は1億1,070万円、資本的支出は2億9,107万3,000円にそれぞれお願いするものでございます。

収益的支出と資本的支出を合わせました予算総額は6億5,524万6,000円となり、前年度と比較いたしまして1億114万5,000円の増額、率にして18.3%の増でございます。

第5条、企業債につきましては限度額5,700万円で、2ページをご参照いただきたいと思います。

第6条、一時借入金につきましては、借入額の限度額は5,000万円と定めております。

5ページをお願いいたします。

収益的収入の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益2億9,203万2,000円につきましては、給水戸数7,187戸分の水道使用料で、前年度と比較いたしまして1,123万2,000円の収入の増額でございます。

次に、収益的支出の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1水道事業費用、項1営業費用については、主なものとして、原水及び浄水費に4,872万1,000円、配水及び給水費に2,031万5,000円、減価償却費に1億8,220万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、同じく項2営業外収益、目1支払利息4,245万5,000円につきましては、企業債利子の償還金を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

資本的収入の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1資本的収入、項1他会計負担金4,424万円につきましては、旧簡易水道事業債、元金償還分負担金の永平寺地区、上志比地区分を計上いたしております。

す。

次に、項3企業債5,700万円につきましては、松岡上吉野地区配水池建設工事に伴う水道事業債を計上いたしております。

次に、資本的支出の主なものにつきましてご説明をいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水設備改良費8,051万1,000円につきましては、松岡上吉野地区の配水池建設工事費などでございます。

同じく目3取水設備改良費2,857万6,000円につきましては、左岸1号取水の削井工事費を計上いたしております。

次に、項2企業債償還金1億4,825万6,000円につきましては、企業債元金償還金を計上させていただきました。

以上、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第8、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから日程第14、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第13号 永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第13号、永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 日程第15、議案第13号の説明をさせていただきます。

永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、社会教育法（平成24年法律第207号）によりまして、第15条第2項「社会教育委員の構成」におきまして「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」とありましたのが、改正により第15条第2項が「社会教育委員の設置」になり「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。」となり、文部科学省令第42号により、第1条に社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が新設されたもので、今回、町条例の一部を改正するものであります。

以上であります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第15、議案第13号、永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第14号 永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第16、議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 日程第16、議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

改正理由でございますが、使用料は、他の町内施設におきましては総額表示方式になっております。ただし、上志比文化会館使用料につきましては外税となっておりますので、他の施設同様、総額表示方式に条例を改正するものであります。

以上であります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第16、議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第15号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第17、議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の58ページから60ページでございます。

今回の条例の制定する目的でございますが、永平寺町では、すぐれた自然環境の維持、保全を基調としつつ快適で質の高い生活空間を創出するために、特定用

途制限地域を利用して適正な規制、誘導を行うことを永平寺町都市計画マスタープランに掲げ、平成23年度より法定手続を進めてまいりました。昨年12月19日に永平寺町都市計画審議会の議を経て、ことし1月17日には都市計画決定について知事のご同意を受けております。

都市計画と条例の関係につきましては、都市計画では、都市計画の名称、位置、区域、面積、制限する建築物の概要を示すこととなっており、制限内容の詳細を建築条例で定めることとなっております。

それでは、議案を条文ごとにご説明させていただきます。

まず第1条は条例制定の趣旨説明となっております。都市計画法の規定によって指定した特定用途制限地域における建築物の制限を建築基準法の規定によって条例で定めることとなります。

第2条は用語の定義となっております。

第3条は制限が適用される区域を60ページの別表で示すもので、御陵地区、九頭竜川沿岸地区、大本山永平寺参道地区の3地区に区分をしております。

第4条第1項の前半部分は、3地区において制限される用途を別表で示しております。第1項の後半及び第2項、第3項は、制限されている建築物についても町都市計画審議会の意見を聴取した上で、町長が環境を害するおそれがないと認められた場合に限り建築可能とする特例許可の規定となっております。

第5条第1項は条例により規制を受ける用途の建築物で、既に建築されている既存不適格建築物の増改築で許容される範囲を定めております。

第6条、第7条は建築や用途変更の規定に違反した場合の罰則規定で、建築主のみでなく、管理者や違反行為者も罰則の50万以下の罰金となる規定となっております。なお、この規定につきましては、効力を確認するため福井地方検察庁と協議を行い、意見なしとの回答をいただいております。

また、条例案全体につきましても、昨年10月15日から29日、パブリックコメント手続を行った結果、ご意見等はございませんでした。

施行日につきましては、都市計画決定の告示日と条例の施行日を本年4月1日とする予定でございます。

以上をもちまして、議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第17、議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第18 議案第16号 永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第18、議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長(竹内貞美君) ただいま上程いただきました議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

議案書の61ページでございます。

消防長及び消防署長については、これらの職責の重要性に鑑み、消防組織法により政令で定められておりましたが、昨年、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成26年4月1日付で消防組織法が改正されることにより、これまでの政令で定められておりました任命資格を新たに条例で定める必要となったため、制定するものでございます。

なお、施行日につきましては平成26年4月1日となっております。

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第18、議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 議案第17号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第19、議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長(竹内貞美君) ただいま上程いただきました議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

議案書の63ページでございます。

消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の表示について見直しを行い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにより、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては平成26年4月1日となっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第19、議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正す

る条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 陳情第1号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する要請について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第20、陳情第1号、TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する要請についての件を議題とします。

この陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 陳情第2号 新たな米政策に関する要請について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第21、陳情第2号、新たな米政策に関する要請についての件を議題とします。

この陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 0時 分 休憩)

(午後 0時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日18日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお
願いしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 0時03分 散会)